

令和5年3月22日

契約保証及び前払金保証の電子化について

本市では、受注者の負担軽減並びに契約事務の効率化・ペーパーレス化を進めるため、契約の保証及び前払金保証について、令和5年4月以降に契約する案件から、電磁的記録により発行された保証証書等（電子証書等）の提出を可能としました。

電子証書等の申込及び提出方法等については、下記記載の各保証事業会社又は保険会社にお問い合わせください。

1 電子化の対象となる保証証書

保証の種類	証書等の種類	保証機関
契約保証	契約保証証書	保証事業会社 ※1
	公共工事履行保証証券	保険会社 ※2
	履行保証保険証券	保険会社 ※2
前払金保証 (中間前払金含む)	前払金保証証書	保証事業会社 ※1

※1 西日本建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)
北海道建設業信用保証(株)

※2 あいおいニッセイ同和損害保険(株)、共栄火災海上保険(株)
損害保険ジャパン(株)、大同火災海上保険(株)
東京海上日動火災保険(株)、日新火災海上保険(株)
三井住友海上火災保険(株)

2 保証証書等の電子化の適用開始日

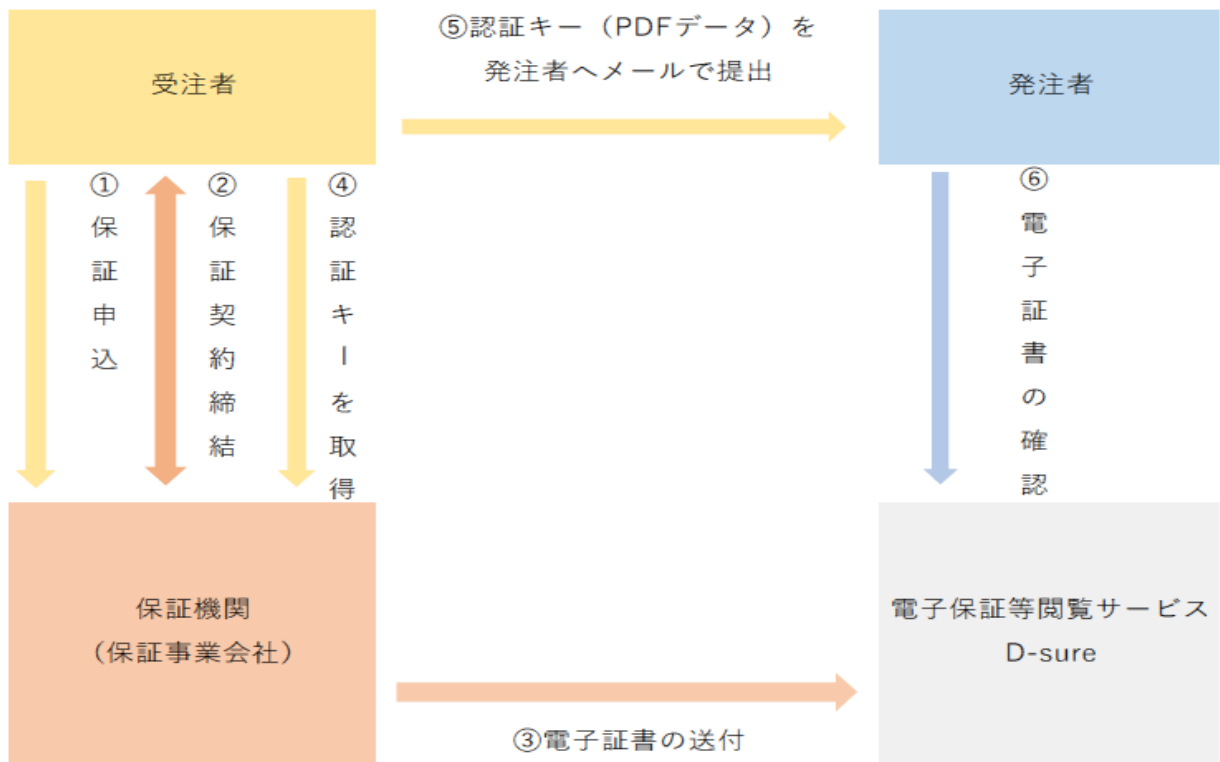
令和5年4月1日以降に契約する案件から電子証書等の提出を可能とします。

※ 原則として電子証書等での提出をお願いします。

3 提出までの流れ

(1) 保証事業会社の場合（契約保証、前払金・中間前払金）

- ① 受注者は、保証事業会社へ保証契約の申し込みをする。
- ② 受注者は、保証事業会社と保証契約を締結する。
- ③ 保証事業会社は、電子認証局に「電子証書」を送付する。
- ④ 受注者は、認証キーを取得する。
- ⑤ 保証事業会社より発行された認証キー（PDF形式）を電子メールにて本市へ送付する。
- ⑥ 本市の契約担当者は、電子証書を確認する。



(2) 保険会社の場合（公共工事履行保証証券、履行保証保険証券）

保険会社については、PDF方式で発行された保険証券・保証証券を電子メールで提出する方法となります。

秦野市役所契約検査課契約担当

電話：0463-82-5126

email:keiyaku@city.hadano.kanagawa.jp